

やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等についてチェックリストや実践事例等を周知しますので、対応をお願いします。

事務連絡
令和4年1月12日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
御中

文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム

やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、感染拡大の局面を迎えてます。また、最近の感染者数の増加に伴い、臨時休業等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等（以下「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等」という。）が増加することが懸念されます。このことに関しては、本日付けて文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」を担当課等宛てにお知らせしていますので合わせてお知らせします。

こうした状況を踏まえ、本事務連絡は、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について、各学校においてGIGAスクール構想によって整備された学習者用情報端末（以下「ICT 端末」という。）などを活用した学習活動を円滑に実施することができるよう、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について」（令和3年8月27日付け事務連絡）を更新し示すものです。下記を参照の上、家庭とも連携しながら必要な環境整備や準備を早急に進め、非常時にあっても児童生徒等の学びを止めないという観点から、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

また、文部科学省では令和2年度遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証事業の成果である、リーフレット「学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育」（別紙3）や「遠隔教育システム活用ガイドブック」の第3章「家庭学習を支援する遠隔・オンライン学習」などでも、優良事例や必要な環境整備について整理していますので、併せて御活用ください。

なお、取組を進めていただく上で、教職員の負担軽減の観点からも情報通信技術支援員（ICT 支援員）や GIGA スクールサポーターといった支援スタッフの活用を進めていただきますようお願いします。

さらに、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等の準備状況に関する調査を近日中に行いますので、お忙しいところ恐縮ですが御協力いただきますようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

1. やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対するICTの活用等による学習指導に関する基本的な考え方

やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要である。

このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じることが求められる。特に、一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して教師と自宅等をつなぎ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないよう、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要である。

以上のほか、学習指導に関する基本的な考え方の詳細については、以下に示す通知を参照されたい。

- ・「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局长通知） 2（1）基本的な考え方
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和3年2月19日） 5学習指導等

2. 学校と自宅等のICT環境の整備

GIGAスクール構想により多くの学校で1人1台端末が実現し、学校ICT環境は格段に充実した一方で、学校と自宅等を結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備については必ずしも十分ではない地域や学校があると承知している。その早急な改善を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用や、現在文部科学省から事業募集を行っている、①民間事業者を活用して、端末やネットワ

一ヶ月のトラブル、各種設定業務等の学校の ICT 運用を広域的に支援する体制を整備する「GIGA スクール運営支援センター整備事業」、②教師にも 1 人 1 台端末の不足分を整備するとともに、高機能なカメラやマイク、モバイルルーター、大型提示装置などのオンライン教育推進に必要な機器を追加整備する「学校の ICT を活用した授業環境高度化推進事業」の活用が考えられるため、整備が十分ではない自治体においては、積極的に検討されたい。(令和 3 年 12 月 20 日付け文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課及び高等教育局私学部私学助成課事務連絡参照。)

要保護児童生徒援助費補助金などの低所得世帯への支援施策において、家庭での ICT を活用した学習に係る通信費を支援していることにも留意されたい。

私立学校についても、1 人 1 台端末の整備や学校と自宅等を結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備等を検討されている場合は、「私立学校情報機器整備費補助金」及び「私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業費」を活用いただくよう、所轄の学校に対して改めて周知をお願いしたい。

上記補助金のほか、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や自宅等での学習を実施する際に生じる教材の購入等の経費については、「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」により補助を行っているが、令和 3 年度補正予算においても追加的な措置を行っており、学校の設置者におかれでは、当該補助金の活用も検討されたい。(令和 3 年 12 月 14 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡参照。)

また、GIGA スクール構想により、高速大容量の校内ネットワークが整備され、外部との接続についても同時利用率を考慮して 1 台あたり 2Mbps 程度の通信速度を確保することを前提に整備が行われたところであるが、実際の運用においては何らかの原因（ボトルネック）により、遠隔・オンライン教育等に対応しうる通信速度が確保できない事例も指摘されている。このように ネットワークの通信速度が十分ではなく学習に支障が生じうる場合には、早急に保守事業者等の専門家によるアセスメントを実施し、課題の解消を図る必要がある。アセスメントの実施に当たっては、現在事業募集を行っている「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の活用について積極的に検討されたい。その際、事案の緊急性に鑑み、交付の内定前にやむを得ず事業着手する必要性が生じた場合は担当まで相談されたい。

3. やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導

(1) ICT 端末の持ち帰り

やむを得ず学校に登校できない場合において、ICT 端末を持ち帰り、自宅等での学習において ICT を効果的に活用できるようにするためには、日頃からの準備が不可欠である。このため、各学校設置者等においては、児童生徒への適切な利活用の指導やルール設定など、ICT 端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むよう、これまで通知等によりお願いしてきたところであるが、現状において未だ必要な準備が終わっていない学校については一日も早い取組をお願いしたい。その際、「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用等について(通知)」(令和 3 年 3 月 12 日付け 2 文科初第 1962 号初等中等教育局長通知)において示した「1 人 1

台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」(別紙4)も再度参照されたい。

非常時のICT端末の持ち帰り学習について、実施の準備をしていない学校においては、早急に準備に取り掛かること。

(2) ICTを活用した学習指導等の着実かつ積極的な実施

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、別紙1や別紙2等も参考にしつつ、遠隔・オンライン教育をはじめICTを活用した学習指導等を積極的に実施すべく早急に組織的な取組を進められたい。

具体的には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等(例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等)を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられること。

準備や経験の状況によっては、まずは例え、自宅等に持ち帰らせたICT端末の標準仕様とされているクラス管理機能、チャット機能、ファイル共有機能等を含む汎用的なソフトウェアを活用して朝の会を行ったり、同時双方向型のウェブ会議システムで健康観察などを行い会話する機会を確保したりすることから始めるなど、児童生徒のコミュニケーションを絶やさない観点で、できる取組から着実に実施されたい。

文部科学省HP「[子供の学び応援サイト](#)」では、児童生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして、NHK for Schoolや、各教育委員会・大学・教科書発行者・NPO法人等が作成した教材や学習動画等のコンテンツへのリンクを掲載しているため、適宜活用されたい。

併せて、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習・アセスメントができる文部科学省CBTシステム(MEXCBT:メクビット)も適宜活用されたい。利用開始手続き等については、文部科学省HP「文部科学省CBTシステム(MEXCBT:メクビット)について」を参照すること。

なお、学校その他の教育機関において教育を担任する者及び授業を受ける者が授業の過程において必要な範囲で行う著作物等のインターネット送信等については、学校等の設置者が文化庁の指定管理団体(SARTRAS)に補償金の支払いをすることで、原則として権利者の許諾なくして利用することが可能である(授業目的公衆送信補償金制度)。詳細は、[SARTRASのウェブサイト](#)を参照されたい。

(3) ICTを活用した学習指導の指導要録上の取扱い

やむを得ず学校に登校できない児童生徒について、その学校に登校できなかった日数は、出席にも欠席にもならず、指導要録上の「出席しなければならない日数」から除外

することとしていること。

その上で、やむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習指導を行ったと校長が認める場合には、指導要録に「オンラインを活用した特例の授業」として記録すること。

以上のほか、ICT を活用した学習指導の指導要録上の取扱いについては、以下に示す通知等を参照されたい。

- ・[「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」](#)（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）2（3）指導要録上の取扱い
- ・[「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」](#)（令和3年10月1日付け3文科初第1152号初等中等教育局長通知）
- ・「指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について（周知）」（令和3年10月1日付け事務連絡）
- ・[「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」](#)（令和3年10月6日付け3文科初第1178号初等中等教育局長通知）
- ・「指導要録における「出席停止・忌引等の日数」の欄の取扱いについて（周知）」（令和3年10月22日付け事務連絡）

4. 幼稚園における ICT 活用について

幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討すること。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した[「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」](#)も参考としつつ、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り組むこと。

なお、家庭との連携を円滑にする観点から、幼稚園における ICT 環境の整備に際しては、「教育支援体制整備事業費交付金」も近日中に事業募集を行う予定としているので、積極的に活用されたい。

(別紙1) やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等を行うためのチェックリスト

(別紙2) やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等自治体の事例

(別紙3) 学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育

(別紙4) 1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント

<本件連絡先>

文部科学省電話 03-5253-4111(代表)

○事務連絡の全般的な事項に関すること

初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム(内2085)

○学校等のICT環境の整備に関すること

初等中等教育局修学支援・教材課(内3578)

○やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導及び
ICTを活用した学習指導の指導要録上の取扱いに関すること

初等中等教育局 教育課程課(内2369)

○私立学校情報機器整備費補助金及び私立高等学校等ICT教育設
備整備推進事業費に関すること

高等教育局私学部私学助成課(内2547)